

岩手県告示第416号

令和6年6月28日付け岩手県報第12409号掲載保安林の指定施業要件の変更予定（令和6年岩手県告示第358号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和6年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 花巻市大迫町内川目第8地割183の85、183の142、183の143、183の149、183の156から183の159まで、183の206、183の207、183の210、185、186の1、186の2、186の5から186の8まで

(2) 所在が不分明である通知の相手方 伊藤敦夫、伊藤光榮、伊藤正男、黒澤千恵子、畠山修、畠山修、藤原守

2 通知の内容を掲示した場所 花巻市役所